

議 案 第 59 号

摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の
構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年10月8日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、
本条例を制定するものである。

摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の
構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する
基準を定める条例（平成25年摂津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施
設」、「乗合自動車停留所」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。

第2条第2項第1号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行
者専用道路」を加え、「又は歩行者」を「若しくは歩行者」に改め、「必要な幅員」
の次に「又は摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年摂津市条例第
5号。以下「道路構造条例」という。）第43条第1項の歩行者の滞留の用に供する
部分の幅員」を加える。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改
める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を
加える。

第4条第1項中「摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年摂津市
条例第5号。次項において「道路構造条例」という。）」を「道路構造条例」に改
め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「、歩道等」の次に「又は自転車
歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」とい

う。)」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。)」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第1号中「内法奥行き」を「内法奥行き」に改め、同条第2号中「装置」を「設備」に、「内法幅」を「内法幅」に、「内法奥行き」を「内法奥行き」に改め、同条第5号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加える。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 自動車駐車場」を「第5章 自動車駐車場の構造」に改める。

第28条第1項第1号中「定める」を「掲げる」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

第32条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。